

## 別表二「家計の主宰者」の取扱い、及び「世帯階層区分認定基準」

児童と同居している直系血族 実際の家庭状況で認定 (住民基本台帳上世帯分離していても同一家屋に居住している場合は同居とみなす)			家計の 主宰者	算定 対象者	備考
父母	① 児童と父母のみの世帯	父	○	○	
		母		○	
父母 祖父母 曾祖父母	② 父又は母が入所(園)児童を税、健康保険上で扶養している。	父	○	○	
		母		○	
		父母以外の同居直系血族			
	③ 父母以外の同居している直系血族が入所(園)児童を税・健康保険上で扶養している。	父		○	父母の収入で家計が維持できると判断できれば、主宰者を父とみなして階層認定の際同居直系血族を除外できる。 (児童台帳へ理由記載必要)
		母		○	
父母以外の同居直系血族	○	○			

※直系血族とは入所児童を本人としたときの父母・祖父母・曾祖父母のこと(右図参照)

